

平成 26 年度事業報告

自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 リース事業協会

平成 26 年度事業報告

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 リース事業協会

はじめに

当協会は、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）において、次のとおり「公益目的事業」を遂行した。

《公益目的事業》

I. 調査研究事業（公益目的事業 1）

リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言、統計調査を行い、その成果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。

1. リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言
2. リース及びリース事業に関する統計調査

II. 広報事業及び相談事業（公益目的事業 2）

リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため広報事業及び相談事業を社会に等しく行うことにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。

1. リース及びリース事業に関する広報事業
2. リース及びリース事業に関する相談事業

III. 研修事業（公益目的事業 3）

リースに関する法制、会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図ることにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。

当協会は、上記の公益目的事業に加えて、会員会社のリース事業等の健全な発展のために会員を支援する事業（支援事業）を実施した。

また、理事会は、会員の入会、総会に関する事項、会長（代表理事）・副会長・業務執行理事等の選定、反社会的勢力排除に関する体制整備、リース及びリース事業に関する調査研究に基づく提言等、協会運営及び重要な業務の執行に関する事項を審議・決定した。

《公益目的事業》

I. 調査研究事業（公益目的事業1）

1. リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言

当協会は、平成26年度において、次に掲げるリース及びリース事業に関する調査研究を行い、必要に応じて提言等を行った。また、協会ホームページ、月刊リース、リース・ハンドブック、報告書、プレスリリースにより、各種調査研究の成果を社会に等しく公表した。

- (1) リース及びリース事業の法制に関する調査研究
- (2) リースの会計税制に関する調査研究
- (3) リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究
- (4) 諸外国のリース制度等に関する調査研究
- (5) 自動車リースに関する調査研究
- (6) 小口リースに関する調査研究
- (7) リース資産等の流動化に関する調査研究
- (8) リース及びリース事業に係る規制の調査研究

(1) リース及びリース事業の法制に関する調査研究

当協会は、公正な商慣習法の形成並びにリース及びリース事業に係る法制を遵守するため、リース及びリース事業の法制に関する調査研究を行っている。

① 民法（債権関係）改正に関する調査研究

法制審議会・民法（債権関係）部会における民法（債権関係）改正審議において提案されていたファイナンス・リースの法制化に対しては、当協会をはじめ日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国銀行協会等の経済界、司法関係者等も含め大多数の関係者から否定する見解が示された。その結果、ファイナンス・リース契約の法制化は民法（債権関係）改正の論点から除外され、平成26年8月26日に決定した「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において、ファイナンス・リース契約が盛り込まれることはなかった。同要綱仮案の公表を受けて、当協会は、要綱仮案の主要項目を整理し、月刊リースに掲載した。

平成27年2月24日、第174回法制審議会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が決定し、同年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出された。今般の改正は、民法施行（1898年）以来の大改正となり、リース契約の当事者間の法律関係にも大きな影響が想定される。このため、当協会は、リース契約書及びプログラムリース契約書の改訂に向けて、民法改正内容の調査研究に着手した。

| 内容 | 公表日等 |
|-------------------------|-----------------|
| 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案について | 月刊リース：平成26年10月号 |

② 反社会的勢力の排除に関する調査研究

反社会的勢力の排除は、国民に求められている重要な課題であるとともに、公正かつ自由な経済活動を行う上での基本的な課題の一つである。会員会社においては、反社会的勢力の排除に向けた取組みを行っているが、当協会は、リース取引からの反社会的勢力の排除を促進するため、リース取引に係る契約書等の反社会的勢力排除モデル条項を制定し、これを会員会社に周知するとともに、月刊リース及び協会ホームページにおいて広く社会に公表した。

本モデル条項がリース取引に幅広く活用されることにより、リース取引からの反社会的勢力の更なる排除が期待される。

| 内容 | 公表日等 |
|-------------------|------------------------|
| 反社会的勢力排除モデル条項 | ホームページ：平成 26 年 5 月 7 日 |
| 反社会的勢力排除モデル条項及び解説 | 月刊リース：平成 26 年 6 月号 |

③ 犯罪収益移転防止法等リース契約に関連する法令に関する調査研究

リースは、権利義務関係者が多岐にわたること、あらゆる機械設備がリースされていることから、リース及びリース事業に係る法制度は非常に多く、新たに創設される法制度もあることから、常に、関係法令の改正あるいは新設の動きを注視するとともに、リースの権利義務関係者の法令遵守を促進する必要がある。

平成 26 年度においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（略称：犯罪収益移転防止法）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）について調査研究を行った。

犯罪収益移転防止法（平成 25 年 4 月 1 日施行）が再改正され（平成 26 年 11 月 27 日公布）、公布の日から 2 年以内に施行される。当協会は、リース取引に関連する改正内容、論点について調査研究を行い、その成果を月刊リースにおいて公表した。

平成 25 年に薬事法が改正され、法律の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）に改められた（平成 26 年 11 月 25 日施行）。当協会は、リース取引に関連する主な改正内容、論点について調査研究を行い、その成果を月刊リースにおいて公表した。

平成 25 年にフロン回収・破壊法が改正され、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）に改められた（平成 27 年 4 月 1 日から全面施行）。当協会は、リース取引に関連する改正内容、論点について調査研究を行った。（調査研究の成果は平成 27 年度に公表予定）

| 内容 | 公表日等 |
|---------------------------|---------------------|
| 薬事法の改正及び犯罪収益移転防止法の再改正について | 月刊リース：平成 26 年 11 月号 |

(2) リースの会計税制に関する調査研究

当協会は、公正妥当な会計基準策定への寄与、適正な納税の推進及び公正かつ自由な経済活動の促進のための税制の確立のため、リースの会計税制に関する調査研究を行っている。

① リース会計基準等に関する調査研究

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が検討している新たなリース会計は、これまで二度の公開草案が公表されたが、多くの問題を包含し、リースの借手に対して過度な負担を強いるなど、公正かつ自由な経済活動を阻害する内容であるため、当協会は引き続き調査研究を行った。

IASB 及び FASB は、2014 年（平成 26 年）3 月、借手の会計処理について異なる決定を行ったため、当協会は、提言書を取りまとめて IASB 議長及び FASB 議長に提出した（平成 26 年 5 月 19 日）。また、浅田前会長によるプレスリリース、協会ホームページ及び月刊リースにおいて提言書を公表した。

更に、三浦会長と会計税制委員は、同年 7 月 4 日に IASB を訪問し、IASB 議長及び IASB 理事に対して当協会の見解を主張し、10 月 14 日には FASB 議長とも意見交換を行った。また、川部企画委員長と会計税制委員は、9 月 4 日に東京で開催された IASB アウトリーチにおいて IASB 理事等と意見交換を行った。IASB・FASB のリース会計審議に対する当協会のこれらの対応については、月刊リースにおいて公表している。

IASB と FASB が提案する新たなリース会計については、依然として当協会のみならず日本及び欧州の経済界から強い懸念が指摘されているにもかかわらず、IASB と FASB は新たなリース会計基準の公表に向けて審議を進めてきた。このような状況の中、当協会は、改めて当協会の基本的見解（現行基準の維持）等を主張するために提言書を作成し、平成 27 年 3 月 6 日、IASB 議長及び FASB 議長に提出した。また、三浦会長は、同年 3 月 9 日に IASB 議長と面談を行い、当協会の提言内容を強く主張した。しかしながら、IASB は、3 月 17 日の会議において新たなリース会計基準の公表に向けた手続きを開始することを決定した（FASB も同様の手続きを開始している。）。IASB におけるリース会計の実質的な審議は終了したが、当協会は、国際基準である IFRS リース会計の変更によるわが国企業への影響を最小限にとどめるべく、IASB との協議を継続する。

| 内容 | 公表日等 |
|-------------------------------|---|
| IASB・FASB のリース会計改訂審議に対する意見 | ホームページ：平成 26 年 5 月 19 日 月刊リース：平成 26 年 6 月号 |
| IASB・FASB のリース会計審議の動向と当協会の対応 | 月刊リース：平成 27 年 1 月号 |
| IASB・FASB 共同リースプロジェクトに対するコメント | ホームページ：平成 27 年 3 月 6 日 |

当協会は、「リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデル」（平成 20 年 6 月 30 日最終改正）を作成しているが、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 19 号）の施行に伴い、開示モデルの一部改正を行い、協会ホームページにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|------------------------------------|-------------------------|
| リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデルの一部改正について | ホームページ：平成 26 年 6 月 16 日 |

② リースの税制に関する調査研究

平成 27 年度税制改正に向けて、タックスヘイブン対策税制に関する調査研究を行い、平成 27 年度税制改正に関する提言書を作成し、関係方面に提出するとともに、協会ホームページにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|----------------|--------------------|
| 平成 27 年度税制改正提言 | ホームページ：平成 26 年 6 月 |

(3) リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究

当協会は、リース終了物件の適正な処分並びにリユース及びリサイクルを推進するため、リース及びリース事業に関する環境関連制度に関する調査研究を行っている。

① 環境関連法制に関する調査研究

47 都道府県及び 66 政令市を対象に産業廃棄物処理行政に関する調査（①域外発生産業廃棄物の搬入規制、②産業廃棄物関係条例等の制定状況等に関する調査）を実施し、その結果を取りまとめて協会ホームページにおいて公表した。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）について、リース終了処理の観点から調査研究を行った（調査研究成果の公表等については(1)③参照）。

| 内容 | 公表日等 |
|-------------------|-------------------------|
| 産業廃棄物処理行政に関する調査結果 | ホームページ：平成 26 年 6 月 17 日 |

② 再リース及びリース終了処理の実態等に関する調査研究

再リース及びリース終了処理の実態等に関する調査研究を行い、その成果を取りまとめて協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|--------------------|---|
| 再リース等実態調査（2013 年度） | ホームページ：平成 26 年 7 月 17 日 月刊リース：平成 26 年 8 月号 |

(4) 諸外国のリース制度等に関する調査研究

当協会は、経済界の海外展開に必要かつ有益な情報を提供するため、諸外国のリース制度等に関する調査研究を行っている。

① 諸外国のリース制度等に関する調査研究

中国大使館公使等との意見交換を通じて、中国におけるリース事業等の規制・課題等について調査研究を行い、その成果を取りまとめて月刊リースにおいて公表した。

また、トルコのリース制度（トルコの経済・金融、トルコのリース産業・リース規制、税制・会計、クロスボーダー取引に関する規制・税制）に関する調査研究を行い、その成果を取りまとめて協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|------------------|--|
| 中国の経済情勢とリース事業の概要 | 月刊リース：平成 26 年 9 月号 |
| トルコのリース制度 | 月刊リース：平成 27 年 2・3 月号 ホームページ：平成 27 年 3 月 |

② リース会社の海外拠点に関する調査研究

リース会社の海外拠点に関する調査研究を年 2 回行い、その成果を取りまとめて協会ホームページにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|--|---|
| リース会社の海外拠点（2014 年 3 月 31 日現在及び 9 月 30 日現在） | ホームページ：平成 26 年 4 月 28 日 ホームページ：平成 26 年 10 月 23 日 |

(5) 自動車リースに関する調査研究

当協会は、自動車リースの公正な商慣習を確立するため、自動車リースに関する法制、会計税制等の調査研究を行っている。

平成 26 年度においては、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が検討している新たなリース会計について、自動車リースの観点から引き続き調査研究を行った（調査研究成果の公表等については(2)①参照）。

(6) 小口リースに関する調査研究

当協会は、個人事業者等を対象とした小口リース取引の不適正な取引方法を是正するため、小口リースに関する調査研究を行っている。

① 小口リース取引問題の新たな対応策の効果の検証

当協会は、平成 23 年 1 月 26 日に「小口リース取引問題の新たな対応策」を策定しているが、平成 26 年度においても定期的に小口リース取引を行う会員会社の対応状況等を取りまとめて協会ホームページにおいて公表した。また、新たな対応策の実施状況の確認と効果について検証を行い、その結果を取りまとめて協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|---|---------------------------------------|
| 小口リース取引に係る問題の解消を目指して-当協会の取組み状況(平成26年1月~3月)- | ホームページ:平成26年5月14日 |
| 小口リース取引に係る問題の解消を目指して-当協会の取組み状況(平成26年4月~6月)- | ホームページ:平成26年9月24日 |
| 小口リース取引の新対応策の実施状況について | ホームページ:平成26年11月16日 月刊リース:平成26年12月号 |
| 小口リース取引に係る問題の解消を目指して-当協会の取組み状況(平成26年7月~9月)- | ホームページ:平成26年12月3日 |
| 小口リース取引に係る問題の解消を目指して-当協会の取組み状況(平成26年10月~12月)- | ホームページ:平成27年3月11日 |

② 小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応策の策定と小口リース取引自主規制規則の制定

平成23年1月策定の「小口リース取引問題の新たな対応策」の着実な実施により、小口リース取引の苦情件数は大幅に減少しているものの、依然としてサプライヤーの取引行為等に起因する顧客の苦情が発生している状況を重く受け止め、当協会は、平成26年11月26日、更なる苦情の極小化を目指した対応策を策定し、ホームページにおいて公表した。

また、当協会の「小口リース対応委員会」を「小口リース取引自主規制委員会」に改めるとともに、「小口リース取引問題の新たな対応策」(平成23年1月策定)と「小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応策」(平成26年11月策定)を規則化するため、「小口リース取引に係る自主規制規則」を制定し、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応について | ホームページ:平成26年12月17日 |
| 小口リース取引自主規制規則 | ホームページ:平成27年1月21日 月刊リース:平成27年3月号 |

(7) リース資産等の流動化に関する調査研究

当協会は、リース事業の資金調達の一つであるリース資産等の流動化を安定的なものとし、経済界に対して安定したリースを提供するため、リース資産等の流動化に関する調査研究を行っている。

平成26年度においては、民法(債権関係)の改正がリース契約等に及ぼす影響(リース資産等の流動化の法的問題を含む)について調査研究を行い、その成果を取りまとめて報告書を発行するとともに、協会ホームページにおいて公表した。月刊リースには、報告書の概要を掲載することとしている。

| 内容 | 公表日等 |
|--------------------|--------------------|
| 資産流動化調査研究報告書第 10 号 | ホームページ：平成 27 年 3 月 |

(8) リース及びリース事業に係る規制の調査研究

当協会は、公正かつ自由な経済活動を阻害する規制の撤廃又は緩和を提言するため、リース及びリース事業に係る規制の調査研究を行っている。

政府は、規制改革会議の「規制改革に関する第 2 次答申」を踏まえ、平成 26 年 6 月 24 日、「規制改革実施計画」を閣議決定したが、当協会が平成 25 年度に提言した 28 項目のうち、「貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和」が実施計画に盛り込まれた。当協会は、平成 25 年度のリース及びリース事業に係る規制・制度改革提言の結果を取りまとめて、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

平成 26 年度においてもリース及びリース事業に係る様々な規制について調査研究を行い、「リース及びリース事業等規制・制度改革提言」25 項目を取りまとめて、政府の規制改革会議に対して提言書を提出するとともに、協会ホームページにおいて公表した。

| 内容 | 公表日等 |
|-------------------------------------|---|
| リース及びリース事業に係る規制・制度改革提言の結果（平成 25 年度） | ホームページ：平成 26 年 9 月 24 日 月刊リース：平成 26 年 9 月号 |
| リース及びリース事業に係る規制・制度改革提言（平成 26 年度） | ホームページ：平成 26 年 10 月 31 日 |

2. リース及びリース事業に関する統計調査

当協会は、わが国の経済動向、企業の設備投資動向に大きく関係するリース及びリース事業に関する統計調査を実施し、その結果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の促進に寄与している。

平成 26 年度においては、例年通り、リース統計調査、割賦・延払等統計調査、自動車リース統計調査ほか、リース産業の実態をよりの確に伝えるため、会員会社の子会社を含む連結リース統計調査を新たに実施し、その結果を取りまとめた。調査結果については、プレスリリースしたほか、協会ホームページ、月刊リース、リース・ハンドブック（平成 26 年 8 月発行）において公表した。

(1) リース統計調査

| 内容 | 公表日等 |
|-----------------------------------|---|
| 平成 26 年 3 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 4 月 28 日 月刊リース：平成 26 年 5 月号 |
| 平成 25 年度リース統計 平成 26 年 4 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 5 月 30 日 月刊リース：平成 26 年 6 月号 |
| 平成 26 年 5 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 6 月 27 日 月刊リース：平成 26 年 7 月号 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 平成 26 年 6 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 7 月 29 日 月刊リース：平成 26 年 8 月号 |
| 平成 26 年 7 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 8 月 28 日 月刊リース：平成 26 年 9 月号 |
| 平成 26 年 8 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 9 月 29 日 月刊リース：平成 26 年 10 月号 |
| 平成 26 年度上期リース統計 平成 26 年 9 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 10 月 29 日 月刊リース：平成 26 年 11 月号 |
| 平成 26 年 10 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 11 月 28 日 月刊リース：平成 26 年 12 月号 |
| 平成 26 年 11 月リース統計 | ホームページ：平成 26 年 12 月 26 日 月刊リース：平成 27 年 1 月号 |
| 平成 26 年 12 月リース統計 | ホームページ：平成 27 年 1 月 28 日 月刊リース：平成 27 年 2 月号 |
| 平成 27 年 1 月リース統計 | ホームページ：平成 27 年 2 月 26 日 月刊リース：平成 27 年 3 月号 |
| 平成 27 年 2 月リース統計 | ホームページ：平成 27 年 3 月 27 日 月刊リース：平成 27 年 4 月号予定 |

(2) 連結リース統計調査（参考）

| 内容 | 公表日等 |
|-----------------|---|
| 平成 25 年度連結リース統計 | ホームページ：平成 26 年 5 月 30 日 月刊リース：平成 26 年 6 月号 |

(3) 割賦・延払等統計調査

| 内容 | 公表日等 |
|--------------------|---|
| 平成 25 年度割賦・延払等統計 | ホームページ：平成 26 年 6 月 27 日 月刊リース：平成 26 年 7 月号 |
| 平成 26 年度上期割賦・延払等統計 | ホームページ：平成 26 年 11 月 28 日 月刊リース：平成 26 年 12 月号 |

(4) 自動車リース統計調査（リース車保有台数調査）

| 内容 | 公表日等 |
|--------------------------------------|---|
| 車種別リース車保有台数調査 (平成 26 年 3 月末・9 月末) | ホームページ：平成 26 年 12 月 3 日 月刊リース：平成 27 年 1 月号 |

Ⅱ．広報事業及び相談事業（公益目的事業２）

当協会は、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため、広報事業及び相談事業を社会に等しく行っている。

1. リース及びリース事業に関する広報事業

リース及びリース事業に関する広報事業については、平成 26 年度において、次のとおり、(1)リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報、(2)リース事業の地球温暖化対策、(3)リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動を実施した。

(1) リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報

① 月刊リースの発行・頒布

リース及びリース事業に関する論文及び記事、各種調査研究成果及び各種統計調査結果を掲載した「月刊リース」を毎月発行・頒布した。

② リース産業の現況の発行・頒布等

リース産業の現況調査（リース会社の所在地、資本金、従業員数、営業実績等に関する調査）を実施し、その結果を取りまとめ、平成 26 年 12 月に「リース産業の現況」を発行・頒布するとともに、調査結果の概要をホームページにおいて公表した（平成 26 年 12 月 18 日）。

③ 啓発用パンフレット等の発行・頒布等

以下のパンフレット等を発行・頒布するとともに、ホームページに掲載した。

- (i) 設備投資を促進するために創設された税制のリースへの適用を紹介した「設備投資減税に関するパンフレット」（平成 26 年 5 月発行）
- (ii) 適正な納税・公正な取引を推進するために、改正消費税法におけるリースの課税関係を説明した「改正消費税法に関するパンフレット」（平成 25 年度から継続発行）
- (iii) 経済界における法令遵守を推進するために、改正犯罪収益移転防止法の内容を紹介した「改正犯罪収益移転防止法に関するパンフレット」（平成 24 年度から継続発行）
- (iv) 小口リース取引に関する適正な理解の促進を図るために、小口リース取引の仕組み、トラブル防止のための注意喚起等を掲載した「小口リースに関するパンフレット」（平成 24 年度から継続発行）
- (v) 小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応策を周知するためのサプライヤー向け啓発資料（平成 27 年 2 月公表）

④ 資料閲覧室の開放

資料閲覧室を開放し（平日 9 時～17 時）、各種調査研究成果を掲載した協会刊行物等を備え置きし、閲覧の用に供した。

【参考】当協会は、協会ホームページにおいて各種調査研究成果、研修事業の開催案内等を公表している。協会ホームページでのアクセス状況は次のとおり。

《協会ホームページへのアクセス数（PV：ページビュー数）》

| 年度 | アクセス数 | 前年度比 |
|----------|-----------|--------|
| 平成 23 年度 | 3,544,708 | 25.4%増 |
| 平成 24 年度 | 2,590,982 | 26.9%減 |
| 平成 25 年度 | 3,060,839 | 18.1%増 |
| 平成 26 年度 | 2,781,770 | 9.1%減 |

(2) リース事業の地球温暖化対策

本事業は、リース事業に関する地球温暖化対策を策定及び推進し、この取り組み内容を社会に等しく公表するとともに、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図る事業である。

当協会は、温室効果ガスの排出量を自主的に削減する取り組みとして、平成 19 年に「地球温暖化対策自主行動計画」を策定し、その後、平成 25 年 11 月に低炭素社会実行計画を策定した。低炭素社会実行計画では、2020 年度における電力消費量について、原単位ベース（本社床面積当たりの電力消費量）で基準年度（2009 年度）対比 10%削減することを目標として定め（2009 年度の 129.6kwh/m²から 2020 年度に 116.6kwh/m²まで削減を目標）、地球温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化することとした。

平成 25 年度（2013 年度）における会員会社（回答 104 社）の本社床面積当たりの電力消費量は 105.4 kwh/m²となり、2020 年度目標値に達しているが、今後、回答会社が増加することにより、本社床面積当たりの電力消費量が高くなることが想定される。

この結果及び電力消費量削減のための会員会社の取り組み状況については、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会流通・サービス WG（平成 26 年 12 月 22 日開催）において報告したほか、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表し、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図った。同 WG 委員からは、低炭素設備の一層の普及・促進のためにリースを活用することが期待される旨の意見が出された。

| 内容 | 公表日等 |
|----------------------|--|
| リース業における地球温暖化対策の取り組み | ホームページ：平成 27 年 2 月 月刊リース：平成 27 年 2 月号 |

(3) リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動

本事業は、国内外の社会的課題に対して、リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動を行い、その活動を社会に等しく公表するとともに、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図る事業である。

① 東日本大震災復興支援活動等（リース終了パソコンの寄贈活動）

当協会は、東日本大震災からの復興支援のため、平成 23 年度以降、会員会社から提供を受けたリース終了パソコンを整備して、東日本大震災の被災地等に所在する公

的教育機関に対して寄贈している。

平成 26 年度においては、公益社団法人全国学校図書館協議会と連携して、被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の学校図書館に対するリース終了パソコンの寄贈活動を行ったほか、青森県内、長野県内、広島県内、福岡県内の特別支援学校に対するリース終了パソコンの寄贈活動を行った。

〈寄贈実績〉平成 27 年 3 月末現在

| 寄贈先所在地 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 累計 |
|--------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 青森県 | — | — | — | 6 台 | 6 台 |
| 岩手県 | 43 台 | 45 台 | 11 台 | 35 台 | 134 台 |
| 宮城県 | 139 台 | 195 台 | 31 台 | 7 台 | 372 台 |
| 福島県 | 342 台 | 138 台 | 53 台 | 26 台 | 559 台 |
| 茨城県 | — | — | 37 台 | — | 37 台 |
| 長野県 | — | — | — | 20 台 | 20 台 |
| 広島県 | — | — | — | 6 台 | 6 台 |
| 福岡県 | — | — | — | 18 台 | 18 台 |
| 合計 | 524 台 | 378 台 | 132 台 | 118 台 | 1,152 台 |

② 特別支援学校に対する支援活動

当協会は、新たな社会貢献活動として、平成 26 年度から、障がいをもった子どもたちの就労教育を支援するための活動を開始した。

平成 26 年度においては、東京都立港特別支援学校の生徒の作業学習に協力する活動を行い、当協会から関係先へ送付する郵送物の発送作業等を学習教材として定期的に提供した。本活動は、生徒が就労への関心を深め、事務の基本を習得するとともに、第三者とのコミュニケーションをとる機会を増やすことを目指して行ったほか、ビジネスマナーの基本に関する指導も行った。

平成 26 年度における上記①及び②の社会貢献活動については、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表することとしている（中間報告は以下のとおり公表）。

| 内容 | 公表日等 |
|--------------------------|-------------------------|
| 平成 26 年度社会貢献活動について(中間報告) | ホームページ：平成 26 年 9 月 24 日 |

③ リース業界における社会貢献活動事例の調査

リース及びリース事業の適正な理解の促進を図る事業の一環として、当協会は、平成 26 年度において、正会員 91 社を対象にリース業界における社会貢献活動の実施状況に関する調査を行い、その結果を取りまとめて、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。回答 44 社の社会貢献活動の総件数は 139 件で、金銭寄付(49%)、

物品寄付（27%）、ボランティア・その他（24%）といった活動を行っている。

| 内容 | 公表日等 |
|---------------------|---|
| リース業界における社会貢献活動調査結果 | ホームページ：平成 27 年 1 月 21 日 月刊リース：平成 27 年 2 月号 |

2. リース及びリース事業に関する相談事業

事務局において、各方面からのリース及びリース事業に関する相談及び問い合わせに対応し、リース及びリース事業に関する適正な理解の促進を図った。

また、小口リース取引に関する相談及び東日本大震災の被災者からの相談については、専用相談ダイヤルにおいて問題解決の参考となる助言を行った。専用ダイヤルで寄せられた相談件数は次のとおりである。

| 年度 | 相談件数 | 前年度比 |
|----------|-------|--------|
| 平成 23 年度 | 605 件 | 12.2%減 |
| 平成 24 年度 | 499 件 | 17.5%減 |
| 平成 25 年度 | 521 件 | 4.4%増 |
| 平成 26 年度 | 520 件 | 0.2%減 |

Ⅲ. 研修事業（公益目的事業3）

リースに関する法制、会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図るため、次のとおり、基礎講座を3回、専門講座を2回（会計・税制コース、法制コース）実施した。

実施に当たっては、会員会社以外の者も幅広く受講できるよう、協会ホームページを通じて受講者の募集を行った。

研修を通じて、リースの専門知識・技能の向上及びその普及を図ることが必要であるため、講師は、講義分野に相当の知見を有する弁護士、公認会計士、実務家（当協会の委員会委員または委員代理）が務めた。なお、講師に対する報酬は、当協会の「謝金等の支出に関する規程」に基づき、講師の資格に応じて適切に支払った。

1. 基礎講座

| 開催日 (開催地) | 対象 | 講義内容 | 講師 | 受講者数 |
|--------------------------|-------------------|---|----------------------------|------|
| 26年8月 21日・22日 (東京) | リースの基礎知識の習得を期待する者 | ・リースの法務（リース契約書の基本） ・リース会計基準の基礎 ・リース税制の基礎 ・リースと環境 | 弁護士 公認会計士 実務家 実務家 | 124名 |
| 26年9月 24日・25日 (東京) | リースの基礎知識の習得を期待する者 | ・リース会計基準の基礎 ・リース税制の基礎 ・リースと環境 ・リースの法務（リース契約書の基本） | 公認会計士 実務家 実務家 弁護士 | 112名 |
| 26年12月 4日 (大阪) | リースの基礎知識の習得を期待する者 | ・リース会計基準の基礎とIFRSの動向 ・リース取引を巡る法律上の諸問題 ・リースと環境 | 実務家 実務家 実務家 | 48名 |

2. 専門講座（会計・税制コース、法制コース）

| 開催日 (開催地) | 対象 | 講義内容 | 講師 | 受講者数 |
|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------|------|
| 26年11月 27日 (東京) | リースの会計・税制の高度な専門的知識・技能の習得を期待する者 | ・IFRS新リース会計基準の動向 ・貸手の会計・税務 | 公認会計士 実務家 | 115名 |
| 26年11月 28日 (東京) | リースの法制の高度な専門的知識・技能の習得を期待する者 | ・リース取引を巡る法律上の諸問題 ・リース取引の判例研究 | 実務家 弁護士 | 113名 |

《支援事業》

会員会社のリース事業等の健全な発展のため、次のとおり、会員を支援する事業を行った。

1. 会員専用 JLA-Net を通じた情報提供

会員専用の JLA-Net を通じて、会員会社に対して協会の活動報告及び予定、リース事業に関連する動向等、各種の情報提供を行った。

2. 環境セミナー

会員会社に対して、リース終了処理実務及び環境関連法制に関する情報提供を行うために、平成 27 年 2 月 6 日、東京において環境セミナーを開催し、正会員のリース終了部門の責任者等 68 名が受講した。

3. 小口リース取引対応

「サプライヤー情報交換制度」の適切な運営を図ったほか、小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応策の策定及び小口リース取引に係る自主規制規則の制定に伴い、サプライヤー情報交換制度の登録情報の追加、その他の機能追加を行った。

4. 地方会員に対する情報提供

全国を 8 地区（北海道、東北、関東・甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州）に区分し、代表者会議及び実務者会議（北海道地区、関東・甲信越地区、中国地区については実務者会議のみ）を開催し、リース業界の現状と諸課題、協会活動等に関する情報提供を行った。

| 開催日 | 開催地区 | 開催場所 |
|-------------------|----------|------|
| 平成 26 年 7 月 3 日 | 東北地区 | 仙台市 |
| 平成 26 年 7 月 10 日 | 北海道地区 | 札幌市 |
| 平成 26 年 9 月 4 日 | 九州地区 | 福岡市 |
| 平成 26 年 10 月 2 日 | 四国地区 | 高松市 |
| 平成 26 年 10 月 23 日 | 関東・甲信越地区 | 東京都 |
| 平成 26 年 11 月 6 日 | 中国地区 | 広島市 |
| 平成 27 年 2 月 5 日 | 近畿地区 | 大阪市 |
| 平成 27 年 3 月 5 日 | 中部地区 | 名古屋市 |

5. 広告

リース及びリース産業に対する理解と認識の向上を目的として、リースを活用した設備投資が企業の成長と日本経済の成長につながることを表す内容の広告を掲載した（平成 27 年 1 月下旬から 2 月上旬にかけて日本経済新聞に計 3 回掲載）。

6. その他

(1) 地区会議の活動支援

会員会社が各地区及び地域で独自に開催した会議に対して費用の一部を負担したほか、派遣要請のあった地域では、事務局職員が出席しリース業界の現状と課題等について説明を行った。

(2) 会員会社間の親睦交流

会員会社間の親睦交流を図るため、会員厚生事業（軟式野球大会、サッカー大会、硬式テニス大会、バスケットボール大会）の実施を支援したほか、経団連会館において賀詞交換会（平成 27 年 1 月 8 日）を実施した。

(3) 情報収集

各委員会において、リース及びリース事業に関して、実務的な観点から意見交換等を行った。

(4) 所有権表示の統一シール

会員会社のリース物件に貼付する所有権表示の統一シールを企画し、導入手続きを支援した（平成 27 年 2 月）。

(5) リース終了物件取扱業者に関する調査等

会員会社によるリース終了物件の適正処理を推進するため、会員会社と取引のあるリース終了物件取扱業者（中古業者・許可処分業者）に関する調査を実施し、その結果を「リース終了物件取扱業者名簿」として取りまとめ、会員会社に通知した（平成 27 年 2 月）。

また、リース終了処理に関連する最近の法律・規制等の改正の動向を踏まえ、会員会社によるリース終了物件の適正処理を推進するため、「リース終了処理 Q&A」（平成 22 年 3 月発行）を改訂し、会員会社に配布した（平成 27 年 3 月）。

《管理部門》

1. 理事会

理事会は、会員の入会、事業報告・事業計画、収支予算、計算書類等総会に関する事項、会長（代表理事）・副会長・業務執行理事等の選定、反社会的勢力排除に関する体制整備、リース及びリース事業に関する調査研究に基づく提言等、協会運営及び重要な業務の執行に関する事項を審議・決議した。また、小口リース対応委員会の名称を小口リース取引自主規制員会に変更するとともに、小口リース取引に係る自主規制規則を制定した。

代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、第 462 回理事会（平成 26 年 9 月 24 日開催）及び第 465 回理事会（平成 27 年 3 月 18 日開催）の 2 回、自己の職務の執行状況を報告した。

第 460 回理事会（平成 26 年 5 月 20 日開催）において選任された会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は以下のとおり。

| 役職 | 氏名（会社名・役職） |
|------------------|-------------------------|
| 会 長（代表理事） | 三浦和哉（日立キャピタル 社長） |
| 副会長 | 佐藤 隆（芙蓉総合リース 社長） |
| 副会長 | 川村嘉則（三井住友ファイナンス&リース 社長） |
| 副会長 | 安田義則（JA 三井リース 社長） |
| 副会長 | 白石 正（三菱 UFJ リース 社長） |
| 副会長・専務理事（業務執行理事） | 稲葉健次（常勤） |

《平成 26 年度の理事会開催状況》

| 回数 | 開催年月 | 開催場所 | 決議・報告事項 |
|----------------|----------------------------|--------------|---|
| 第 458 回 理事会 | 平成 26 年 4 月 23 日 (水) | 協会 会議室 | 【決議事項】 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告及び計算書類の承認の件 第 2 号議案 反社会的勢力の排除に関する件 第 3 号議案 第 2 回定時総会の招集に関する件 第 4 号議案 IASB・FASB リース会計改訂プロジェクトへの対応の件 【報告事項】 1. 会員の状況 |
| 第 459 回 理事会 | 平成 26 年 5 月 20 日 (火) | 経団連会 館会議室 | 【決議事項】 第 1 号議案 IASB・FASB リース会計改訂プロジェクトへの対応の件 【報告事項】 1. 反社会的勢力排除モデル条項 2. 委員改選 3. 小口リース取引に係る問題の対応 4. 規制改革提言の進捗状況 5. 中小企業に対するリースの支払猶予への対応 |
| 第 460 回 理事会 | 平成 26 年 5 月 20 日 (火) | 経団連会 館会議室 | 【決議事項】 第 1 号議案 会長、副会長及び専務理事選定の件 第 2 号議案 代表理事及び業務執行理事選定の件 第 3 号議案 代行順序決定の件 第 4 号議案 平成 26 年度の常勤理事の月額報酬決定の件 【報告事項】 1. 内閣府への提出書類 |

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------|---|
| 第461回 理事会 | 平成26年 7月23日 (水) | 協会 会議室 | <p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 IASB・FASB リース会計改訂プロジェクトへの対応の件 第2号議案 委員会の委員及び正副委員長選出の件 第3号議案 平成27年度税制改正に関する提言の件 第4号議案 会員の入会及び退会規程の様式の一部改正の件</p> <p>【報告事項】</p> <p>1. 小口リース取引に係る新対応策フォローアップアンケート調査結果 2. リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言の結果 3. リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム</p> |
| 第462回 理事会 | 平成26年 9月24日 (水) | 協会 会議室 | <p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 会員の入会に関する件 第2号議案 IASB・FASB リース会計プロジェクトへの対応の件</p> <p>【報告事項】</p> <p>1. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告 2. 民法（債権関係）改正に関する要綱仮案 3. 小口リース取引に係る問題の対応 4. 平成27年度税制改正に関する経済産業省要望 5. 平成26年度社会貢献活動 6. リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム 7. 低炭素設備リース信用保険制度</p> |
| 第463回 理事会 | 平成26年 11月26日 (水) | 協会 会議室 | <p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 IASB・FASB リース会計プロジェクトへの対応の件 第2号議案 小口リース取引に係る苦情の極小化を目指した対応の件</p> <p>【報告事項】</p> <p>1. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度 2. リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言 3. 中小企業に対するリースの支払猶予への対応</p> |
| 第464回 理事会 | 平成27年 1月21日 (水) | 協会 会議室 | <p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 IASB・FASB リース会計プロジェクトへの対応の件 第2号議案 委員会規程の一部改正の件 第3号議案 小口リース取引に係る自主規制規則制定の件 第4号議案 平成27年度事業計画及び収支予算の件</p> <p>【報告事項】</p> <p>1. 会員の状況 2. 平成27年度税制改正大綱及び緊急経済対策 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度 4. 平成27年度会議等予定表</p> |
| 第465回 理事会 | 平成27年 3月18日 (水) | 協会 会議室 | <p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 平成27年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み承認の件 第2号議案 IASB・FASB リース会計プロジェクトへの対応の件</p> <p>【報告事項】</p> <p>1. 平成26年度事業報告 2. 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告 3. 第3回定時総会 4. 会員の状況 5. 緊急経済対策・リース関連施策 6. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度</p> |

2. 総会

第2回定時総会（平成26年5月20日開催）において、平成25年度事業報告等の報告が行われたほか、平成25年度計算書類の承認の件等6議案が審議・可決された。

反社会的勢力の排除を徹底するための当協会の体制整備を行うため、本総会において、定款の一部変更を行うとともに、反社会的勢力の基本理念及び反社会的勢力排除規程を制定した。また、役員任期満了に伴い、理事25名及び監事3名が選任された。

| 回数 | 開催年月 | 開催場所 | 決議・報告事項 |
|-------------|-----------------------|-----------|---|
| 第2回 定時総会 | 平成26年 5月20日 (火) | 経団連 会館 | 【報告事項】 (1) 平成25年度事業報告の件 (2) 平成26年度事業計画及び収支予算の件 【決議事項】 第1号議案 平成25年度計算書類の承認の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 反社会的勢力排除の基本理念を定める件 及び反社会的勢力排除規程を定める件 第4号議案 理事25名選任の件 第5号議案 監事3名選任の件 第6号議案 常勤理事の報酬の総額を定める件 |

3. 会員の状況

平成26年度において、賛助会員1社の入会及び4社の退会があった。この結果、平成27年4月1日現在の会員数は、正会員91社、賛助会員153社、計244社となった（平成26年度当初から3社減）。

| | 平成26年4月1日 現在の会員数 | 入 会 | 退 会 | 平成27年4月1日 現在の会員数 |
|-------|---------------------|-----|-----|---------------------|
| 正 会 員 | 91 | 0 | 0 | 91 |
| 賛助会員 | 156 | 1 | 4 | 153 |
| 合 計 | 247 | 1 | 4 | 244 |

平成 26 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。